

II 個別クレジット

③ 個人間の自動車売買にローンを利用させた販売店の引き渡し未了とクレジット会社への抗弁（積極）

吉元利行

現代ビジネス法研究所

東京地判令2・3・19 平30（ワ）30283号 立替金等請求事件 2020WLJPCA03198015

●——事実の概要

Yは、平成29年3月頃に、Bから本件自動車を買うよう持ち掛けられたのを受け、これを買うことに決め、平成29年3月12日Bとともに、補助参加人であるクレジット加盟店Zの店舗を訪れた。

Yは、同日、本件自動車の注文書を作成するとともに、クレジット会社Xとの間のオートクレジット契約書に氏名、住所、電話番号、勤務先、自動引落口座などを記入・押印し、Yは、Xに対し立替金400万円に手数料55万8400円を加えた合計455万8400円について、平成29年4月から平成35年3月まで、毎月27日限り、6万3300円（初回は6万4100円）ずつ分割して支払う旨の立替払契約を締結した。その際にYは、Bから指示され、本件自動車の名義変更に必要な書類に氏名や住所を記載し、押印し、自身の印鑑登録証明書を取得し、Bに交付した。その後、Xから立替払金を受領したZは、平成29年3月21日、Bに対し自動車購入代金として390万円を支払った。

YはXに対し、平成29年4月から同年10月

まで7回合計44万3900円を支払ったが、自動車の引渡未了を理由に以降の支払いをしなかったため、平成30年4月20日に期限の利益を喪失した。そこで、Xは、Yに対し、未払金の支払いを求めて提訴したが、本訴提起後の令和元年6月、Xが本件自動車を確認し、引き揚げ、同年7月200万円で換価し、未払金に充当したので、残額は211万4500円になった。

裁判では、Yは、自動車の引渡しを受けていないことによる同時履行の抗弁をもって割賦販売法35条の3の19に基づき、立替金の支払を拒否する旨抗弁した。

一方、補助参加したZは、平成29年3月17日に所有者をX、使用者をYとする本件自動車の名義変更手続の過程でナンバープレートを変更するため、近畿陸運協会兵庫支部に自動車が持ち込まれており、手続の前に自動車の引き渡しを受けていると解することが自然であるとして、①引渡し済み、または②指図による占有移転の方法による引渡し（民法184条）があったこと、③Yが同時履行の抗弁権を主張することの信義則違反を主張した。

●——判旨

請求棄却。

(1) 判決では、XZ間の加盟店契約において、Zは購入者を確認して自動車を引き渡し、受領書面を徴求することとされているが、納車したことを直接証する書面が提出されていないことを認定。自動車の登録事項の変更手続やナンバープレートの返納と受け取りをしたDの回答書の存在などから、Yに引き渡し済みとのZの主張は認められなかった。

(2) また、Zは、本件はYがBから、Zを介してBの所有する自動車のクレジット契約を利用して、Zから購入することを企図しており、契約時にZがBに対しYのために自動車を占有することを命じたこと、Yは、契約時以降BがYのために占有を継続することを明示的、黙示的に承認していたとして、指図による占有移転の方法による引渡し（民法184条）がなされたと主張した。しかし、判決は、Zの主張は他の陳述と矛盾し、信用し難く、YがBに催告しても本件自動車を引き渡してもらえなかった事実を照らすと、Yが承諾したということまで認めるに足る証拠はないとして、指図による占有移転の方法による引き渡しも認めなかった。

(3) さらに、Zは、Yは「実質的にBとYとの間の本件自動車の売買においてローンを利用する方便としてとられたものである旨主張しており、当該主張を前提とすると、Yは、本件立替払契約の締結時、Xに対して本件自動車の売買契約が実質的には仮装されたものであることを秘し、Xを欺罔して本件立替払の申込みをしたということであり、Xがこのような事情を認識していれば本件立替払契約

を締結しなかったことは明らかである」として、Yの引き渡し未納の抗弁について信義則違反を主張した。しかし、判決では、「本件自動車を取得し、その代金について、Xとの立替払契約に基づいて、Xに対して分割で支払っていくという意思を有していたことが明らかに認められ、実際に、7か月にわたり立替金の支払を継続しているのであって、他方において、Yが本件自動車の引渡しを受けたと認められないことは前記（略）のとおりなのであるから、Xに対して抗弁権接続を主張することが信義則違反により許されないと解することはできず、補助参加人の主張は採用することができない。」として認めなかった。

●——研究

1 事案の位置づけ

本件は、Zが主張するような「仮装売買」（BとYが通謀した架空契約）なのか、個人間の自動車売買契約なのか、それとも、いわゆるブローカー（中古自動車販売店、もしくは売主と購入者の仲介人・仲買人のこと）が、購入者を任意の販売店に紹介し、双方取引の仲を取り持つなかで、買主が購入代金の分割払いを希望した場合なのか、判然としない。通常取引であれば、販売店が購入者を獲得し、仕入れた自動車を販売して、その代金決済にクレジット契約を利用する。しかし、本件は顧客と自動車売買契約が同時に販売店に持ち込まれており、加盟店の直接販売を対象とするクレジット契約の対象外の取引で、不適正な販売の一種と考えられる。

このような案件がクレジット契約として、

申し込まれるのは、クレジットの加盟店契約がない販売店やブローカー等から加盟店が頼まれる（「加盟店口座貸し」などと呼ばれる）場合が多いが、この判例研究に取り上げられる不正な取引に利用されることが多く、加盟店契約により、禁止される行為である。本事案では、自動車の所有名義は所有権留保権者のXに、使用者を購入者に変更済みであり、訴訟の提起後に本件自動車が発見され、2年4か月経過後ながら、200万円という高額で換価処分をされていることを考慮すると、全くの架空の取引ではないと考えられる。そうであれば、個人間の売買契約であって、高額であるため、買主が決済資金を用意できず、銀行ローン等も利用できないため、クレジット加盟店に頼んで、オートローンを組んでもらうこととした可能性も考えられる。本事案のように自動車購入代金が400万円という高額な場合は、融資上限額を超えていたり、個人間売買なので資金用途の証明が難しかったりして、銀行の目的ローンやカードローンでの決済が難しく、代わりに実質年率に換算すると4.3%の本件ローンが利用された可能性も否定できない。

しかし、仮にそのような事情があったとしても、クレジットの申込者が加盟店で勧誘・商品説明して販売した顧客でない場合は、真実の売主との間でどのような交渉経緯があったか、加盟店にも、クレジット会社にも不明であり、購入後に、オプション・整備等の約束不履行、自動車の欠陥などの問題が発生すれば、クレジットの支払いにたちまち支障が出て、争いになることが多い。したがって、クレジット会社は、加盟店契約において、加盟店としての名義を別の販売店やブローカー

などの仲介者に貸すことを禁止したり、加盟店が売主とならない（真実の売主が加盟店以外）販売をクレジット申し込みの対象外として禁止している。

また、加盟店は通常、売主として購入者に商品等を買主であるクレジット利用者に引渡す義務があるが、クレジット会社に対してもその義務履行したことを必要に応じて証明すべき義務も課している。これは商品引渡し未了が買主のクレジット会社に対する立替金支払の拒絶理由となる以上、そのリスク回避策として当然のことである。

本事案は、買主が自動車の引き渡しを受けていない旨の抗弁を主張するので、Xは引渡義務を負担するZに自動車の引き渡しを立証するか、立証できない場合に、加盟店契約違反を理由に立替金の返還を求めるために補助参加を求めたものと考えられる。

2 加盟店の債務不履行と抗弁の有効性

(1) 本事案では、Zが、個人間の自動車売買につき、加盟店契約に違反して、ローンを利用させるという便宜を図ったものであったとしても、Bに自動車代金を支払う時点で同時に本件自動車の現実の引き渡しを受け、Z自身が名義変更手続きを行って、Yに納車すれば実質的な問題は生じなかった。しかしながら、Zは、Yから注文書を受け取り、クレジット契約の取次をして、立替金を受領したものの、自動車の現物を確認しないまま、又必要な自動車の名義変更手続きを含めて、自動車の引き渡しに一切関与しないで、BとYとの間で処理されることに任せていたことから、問題となっている。

Zは、BY間でBが提供する本件自動車の売買の合意があったことを背景に、また、自動

車がYの使用者名義登録がなされた事実を基に、自動車の引渡し済み、または指図による占有移転の方法による引渡しがあったことを主張したが、Yの抗弁内容及び、加盟店契約で求められているY本人の自署・捺印による納車済みの書面を取得することができていないことから、引き渡しがなかったと認定されている。

判決ではZにYのクレジット契約を依頼したBの役割と責任についてはなにも言及されていない。Zは、BY間の自動車売買契約が持ち込まれ、クレジット契約を仲介しただけなのであるから、Bに履行義務があると考えていたようにも思われる。しかし、東京高判令2・1・30（2020WLJPCA01306020）で、第三者の紹介で自動車売買契約とクレジット契約を締結して立替金等を受領したものの、自動車を購入名義人に引き渡さず、紹介者である第三者に引き渡した事例において、仲介的な役割を果たした名義人の実弟を「履行補助者というべき」者と位置づけているように、クレジット契約上売主たるZに最終的な責任がある。にもかかわらず、ZはYに対して目的物の引渡しをBに任せて自ら引渡しをしないという異例の取り扱いを行い、納車の証明ができない以上、Zの加盟店契約の債務不履行が認められることに、異論はないと考えられる。

(2) ところで、Zは、自動車の引き渡しを受けていないとのYの抗弁に対し、BY間の自動車売買契約が仮装であり、したがって、自動車の引き渡し義務がなかった、若しくは、自動車の売買契約上の売主は、Bであって、Zではないとして、Yの抗弁が信義則に反するとの主張も行っている。Yも、「実態

としてBからYへの本件自動車の売買にローンを利用することができるようにXの加盟店であるZが協力した」旨主張している。

しかしながら、判決は、「本件自動車を取得し、その代金について、Xとの立替払契約に基づいて、Xに対して分割で支払っていくという意思を有していたことが明らかに認められる」として、Zの信義則違反の抗弁を斥けている。これは、Zが本件自動車の存在を確認しておらず、当該自動車を仕入れてもいないため販売準備ができていない段階（Cの登録名義）で結んだYとの注文請書に基づく自動車売買契約が有効なことが前提とした判断である。宅地建物取引業者の場合は、自己の所有に属しない宅地又は建物について、自ら売主となる売買契約（予約を含む。）を締結することが原則禁止されている（宅地建物取引業法33条の2）が、民法では他人物の売買は禁じられていない。仮に、権利者である他人が譲渡を望んでいないときであっても、他人物の売買は有効に成立する（最一判昭25・10・26民集4巻10号497頁）とされており、民法561条では、他人物売買においては、売主にその権利を取得して買主に移転する義務を定めているだけであり、本件でも権利者から売買契約の対象である自動車を譲り受けてYに引き渡し義務を果たせば、問題なかったからである。実務でも、中古自動車の仕入れの段階で売主以外の登録名義のまま、名義人の譲渡書と印鑑登録証明書付きで売買されることは珍しくない。

したがって、裁判所は、Yが代金を7か月分遅延せずに支払っていた事実等から、（これは想像であるが、訴訟継続中に該当自動車が発見され、200万円の換価価値が認められ

ていることから)、BY間の自動車売買が仮想取引とは認めず、Yの自動車引き渡し未了の抗弁は、割賦販売法35条の3の19の正当な抗弁として認められたものと考えられる。

(3) ところで本件では、Bは、Zから390万円を受領後に、第三者をして本件自動車が旧所有者C名義であったものを、所有者X、使用者Yとした登録変更を完了しており、その際に使用の本拠地の管轄地の違いから旧ナンバープレートを返還し、新ナンバープレートに付け替えが行われていることから、Zは、自動車を引き渡し済みとの主張をしている。しかし、Zは売主として売買の目的物の引き渡し義務を果たしておらず、第三者に対する所有権の得喪・変更の対抗要件である登録がなされていたとしても、自動車の引渡義務を履行したことにはならない。

3 実務上の留意点

(1) 本判決により、自動車の引き渡しがないという債務者の抗弁が認められ、その自動車は換価処分されている以上、XのYへの立替金請求は今後一切認められない。したがって、Xとしては、Zの加盟店契約違反（自動車引渡義務の不履行）を理由に、立替金の返還をZに請求することが考えられる。このように紹介料や報酬（売買差益を含む）を目的とするブローカーなど、第三者が介在する自動車売買契約を「口座貸し」などの形で加盟店が関与することは、クレジット会社、加盟店、クレジット契約者の三当事者が損害を受ける可能性がある。

自動車のローン契約では、債務の支払いの担保として、購入自動車の所有権がクレジット会社等に留保され、これを第三者に対抗するため、所有者をクレジット会社等、使用者

を購入者として登録を求めることが多い。この方法により、債権の保全が図られ、また、架空販売を防ぐという効果があるが、いくら登記がきちんとされていても、肝心の現車が購入者に引き渡されていないのでは、購入者の抗弁に対抗できないという教科書的な事例になっている。

(2) 中古車販売においては、現金での販売でも、仕入れた自動車の登録名義を販売店に変更しないままで販売し、後日購入者名義に変更することも多いようである。この場合、現車の引渡しとともに、前所有者からの購入者への名義変更の双方を完了してはじめて、売主の引き渡し義務が履行完了となる。個人間の売買にローンを使わせる場合、引渡し前に、車両の状態を確認することや隠れた瑕疵の把握はむづかしく、引き渡し完了した場合も、後日、紛議が生じる懸念があるため、クレジット会社としては、個人間売買の媒介を行わないよう徹底する必要がある。また、利用者に対しても、個人間売買にローンが利用できないこと、万一利用した場合に発生するリスクの内容について啓蒙する必要があると考えられる。

(3) ところで、Zが信義則違反を主張する背景として、Yがクレジット会社の購入意思と購入経緯の確認の過程で、実態は、Zからの自動車の購入ではなく、Bからの購入であることなどの事実関係をXの契約時審査時点で述べなかったこと、及びXの当事者がクレジット支払遅延時に自動車の引き渡し未了についてあいまいな返事をしていた点にあると考えられる。また、BY間の自動車購入契約が持ち込まれた経緯からこれが架空販売であるとの疑念を抱いている可能性も考えられる。

これらは、Xから提出された督促時のYとの電話での交渉記録等において、「車輛も本人が乗っている」「車輛は敷地内の駐車場に保管」「購入後Bにカマロを『貸してくれ』と言われ結局4か月程度貸していた。」との話を受けたことが記載されていることなどを根拠としていると考えられる。

しかし、裁判所は、このメモについて「例えば、Xの顧客管理データベースに入力されていたデータをプリントアウトしたと認められるようなものであれば別であるが、一見して誰がどのようにして作成したか判然としない体裁であり、その記載のとおり的事实があったとは認め難いといわざるを得ない」として有効な証拠として認めていない。さらに、Yの前記7月時点での回答は、同年11月頃Bに騙されたことを認識し、真実をクレジット会社の担当者に話したという経緯とともに考えれば、矛盾するものではないと解されるとして、自動車を一旦はYに引き渡した、又は架空契約であるという根拠として採用されなかった。

割賦販売法では、訪問販売などの「特定契約」の場合には、個別信用購入あっせん取引において、同法35条の3の5の規定に基づく顧客勧誘時の調査が義務付けられているが、本件のように店舗で取扱った自動車ローンは特定取引に該当しない。しかし、本件のような高額な取引がある自動車ローンについては、クレジット会社のリスク回避の手段として、また、加盟店管理の一環としても、契約締結時に丁寧に契約内容を確認（クレジット契約意思だけでなく、購入する自動車の車名や色、利用目的など）するなど、慎重な審査が行われているのが通常である。契約時の審

査と購入意思確認の通話等の記録がなされ、また、遅延発生時以降のYとの交渉経緯の記録が丁寧に記録され（また通話記録等のデータがあれば）、これが提出される場合には、証拠の信用性がもう少し高くなったとも考えられる。

また、本件では、加盟店契約書に、購入者を確認して自動車を引き渡し、購入者から受領書面を徴求することが定められていた点を受けて、その書面をZが徴求していないことをもって、引き渡し義務が履行されていないと判決であっさり断定されている。自動車販売においては、名義貸しなどの不正案件が散見されていることから、これを防ぐために、車両引き渡しを確認する書面や車検証などの提出をもとめる規定が加盟店契約に設けられることがあるが、規定を設けても規定通りの点検を行っていなければ、不正防止にはならない。本件でも、引渡し完了を示す受領書面を確認していない点で、加盟店管理上十分ではなかったと指摘できるのではないかと。

特定取引加盟店やリスクが高い加盟店の管理を徹底するため、また購入者保護や不正取引防止の観点で、取扱商品によるリスクや販売店の経営状態などに応じて加盟店契約に加えた義務が履行されているかのチェックが行われているかは、内部管理部門における実態の把握や検証の対象である。

本事案は、立替金の支払の前後に、特別の義務が履行されたかチェックを怠らず、未履行の場合には、早期に加盟店調査を実施することが、紛議の未然防止や債権管理の観点で重要であるということを再認識させられた事案といえよう。